（表面）

資格誓約書

令和　　年　　月　　日

福井県知事

　　杉本　達治　様

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏名または名称

　　　　　　　　　　　　　　および代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日生

　私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に

　該当したことはありません。

３　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条

第２号から第４号までおよび第６号に規定する者ではありません。

　また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、

暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。

４　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。

５　県有地を購入したときは、これを上記３または４に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。

６　福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

７　入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加

しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立

てません。

【 参考法令等 】

（裏面）

●地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

　第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。

四　指定暴力団連合　第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五　（略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

　　（以下略）

●無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）

第五条　公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一　当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二　当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

三　当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四　当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五　前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

（共有名義用）

（表面）

資格誓約書

令和　　年　　月　　日

福井県知事

　　杉本　達治　様

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　氏名または名称

　　　　　　　　　　　　　　および代表者名　　　　　　　　　

年　月　日生

住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏名または名称

　　　　　　　　　　　　　　および代表者名　

年　月　日生

　私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

　 なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に

　該当したことはありません。

３　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条

第２号から第４号までおよび第６号に規定する者ではありません。

　また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、

暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。

４　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。

５　県有地を購入したときは、これを上記３または４に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。

６　福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

７　入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加

しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立

てません。

【 参考法令等 】

（裏面）

●地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

　第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。

四　指定暴力団連合　第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五　（略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

　　（以下略）

●無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）

第五条　公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一　当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二　当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

三　当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四　当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五　前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。